

「一橋大学における臨床法学教育」

日時：2007年12月5日 16:00~18:30

場所：早稲田大学西早稲田キャンパス8号館808会議室

講師：後藤昭氏（一橋大学法科大学院教授・前法科大学院長）

村岡啓一氏（一橋大学法科大学院長・教授）

所長・宮川 本日は一橋大学法科大学院から、後藤昭先生と村岡啓一先生においでいただき、一橋大学における臨床法学教育のやりとらと、その実施の状況についてお話をいただきます。後藤先生は2007年3月まで法科大学院長を務められ、また村岡先生は4月から現職の法科大学院長を務めておられます。まさに、一橋大学法科大学院で法曹教育のリーダーシップをふるっておられる両先生が、一橋大学での臨床法学教育を担当されているということは一橋大学で臨床法学教育がいつか熱心に取り組まれていることを象徴しているように思われます。今日は、お忙しい中、早稲田大学にお出でいただき有難うございます。

後藤 一橋大学法科大学院全体が、宮川先生にご紹介いただいたほど臨床法学教育にとくに熱心だとは、実はいえないかもありません。それでも、工夫しながら頑張っているとはいえるかと思えます。今日は、まずは私後藤から、臨床系科目として分類される科目の状況の全体をお話した上で、刑事の上訴のクリニクについて具体的に紹介いたします。

まず一橋の履修課程で臨床系科目に分類される科目は、2つです。一つは2年生の夏休みの時期に、夏期特別研修があります。この実質は、ほぼエクスターンシップです。必ずしも実務の場だけではなくて、外国の大学に行くことも認められている例があるのですけれども、大部分は実務の現場を見に行くという形です。1単位ですからあまり長いものではない、1週間から2週間、現地での実習時間は40時間を目標にしています。実際には行った先によっていろいろなバリエーションがあります。たとえば、法律事務所に行ったときに、係属事件の判決が秋にあれば、そのときだけ立ち会いに行くといったことは当然起きるわけですから、厳密にいつからいつまでと決めているものではありません。

それから、もう一つは「人権クリニク」とわれわれが呼んでいるものがあります。私たちは、3年次の前期と後期にそれぞれ発展ゼミという科目設けています。前期が発展ゼミⅠ、後期が発展ゼミⅡとなります。これは各教員が自分の得意な分野で特化した主題を扱うことで、特殊なテーマについて深く勉強し、研究するというゼミです。これらは選択科目の一つと位置付けられています。

その発展ゼミの中に「人権クリニク」と称しているものはいくつかあります。単

この冊子は、日本学術振興会科学研究費・
基礎研究（A）課題番号19203006・
研究課題「法曹養成教育における経験的方
法論としての臨床法学教育の研究」の研究
成果の一部である。

位数はいずれも2単位なので、1学期で、大体15回の授業があります。この中に憲法を扱うものと刑事上訴を扱うものがあります。ただ、憲法を扱うもののほうは、担当教員の関係で、今年度は停止状態です。刑事のほうは、私と村岡で続いています。

これらの2科目のなかで、夏期特別研修のことから簡単にお話しします。これは必修科目ではなく選択科目です。しかし、実際にはほとんどどの学生が参加しています。スライド3は今年の派遣先内職を示したものです。ほとんどの学生は法律事務所に行っています。その他にいくつかの団体に行った者が5名ぐらいですね。それから外国の大学に入った者が3名、官公庁に行った者が2名です。内職をもう少し見てみますと、89名が57の法律事務所に行っています。事務所は大小さまざま、派遣を受け入れてくれる事務所は、ほぼ日本全国にあります。これは、一橋出身の弁護士たちの協力が大きく貢献しています。

それから企業の法務部に行った者も3人います。官公庁では、今年は法務省と総務省1人ずつ行っています。それから自由人権協会とか国民生活センターに行っている者も数名ということです。今年是中国の人民大学に3人行きました。これは学術振興会からアジア法研究のために補助金を得たので、それで費用を補助したことによって今年中国に3人が行きました。派遣した総数は102名で、参加しなかった2年生は3人だけです。

派遣先は、基本的には学生の希望に基づいて決めます。法律事務所によっては、希望が集中することがあるので、必ずしも第1希望のところに行けるとは限りません。

しかし、そんなに選り好みしなれば、どこには行けるという状態です。

このエクスカーシブつきましては、配付資料4枚目を実施要領が記載してあります。

今度は、刑事上訴クリニツクのほうですね。私が担当しているのは前期の発展ゼミIで、村岡さんが担当しているのは後期の発展ゼミIIです。制度上は、1人の学生が両方を履修することも可能ですけど、今までの実例ではそういう学生はいないようです。

私の担当はIですから、それを中心にお話します。履修する時期は3年次の前期になります。ゼミの内容は、刑事の上訴事件を調査して、上訴趣意書などの案を起草します。私たちは、弁護人のお手伝いをするというスタンスです。弁護人から調査の委嘱を受けて、記録と判例、文献を調査して、上訴趣意書を書いてみて、それを弁護人に提供する。基本的にはそういう作業です。

ただし、実際にする作業は、事件によってかなり違います。時期が大学の前期ですから4月から7月にかけてになります。ちょうどその時期に上訴趣意書を出すようなイミンダの事件が、いつもあるとは限りません。そのために、実際の作業にはいろいろバリエーションがあります。例えば、上訴趣意書の本体ではなく、その補充書を書くとか、控訴筆で事実調べた後の弁論の中心を書くとか、いったふうに事件によって書くものの中身は変わります。

この事件の選び方は、基本的には受任している弁護人からいわば持ち込んだり、く、つまり調査の囑託をいただいたという形です。そのときには弁護人には、依頼

者にそのことを話して了解をとってくださるようをお願いをしています。実際2005年から2007年まで3年間では、年に2件ずつ扱っています。2005年は被告人からの上告事件2件、2006年は被告人控訴の事件を2件です。そのうち1件は上訴の取り下げがあつて、後から再審請求という複雑な経過の事件です。2007年、今年は、被告人控訴の事件と検察官控訴の事件を1件ずつやりました。

必ずしも2件と決めているわけではなく、この数も、学生の数と持ち込まれている事件の数などの関係で、1学期にやるにはこれぐらいが適当な数になっています。

なぜ上訴事件だけに絞っているのをご説明します。一つは、学期中にするので、学生は他の科目の授業を受けながらクリニツクを履修することになります。その中で、週1回集まって議論することになります。そうすると今日接見の依頼があつたからすぐに来てくださいというようにことを求められても対応できません。また、法廷の期日に学生たちが必ず行けるわけではありません。しかし上訴事件では、どちらかといえばデスタークが中心になるので、そのほうが扱いやすいという事情があります。つまり、平常の学期中にやるのが、一つの理由です。

もう一つは、学生たちにとって、取り組みややすいという上訴事件の性質があります。3年次前期の段階だと、実務系の科目はまだほとんど履修していません。3年の前期から刑事実務概論が始まる履修課程です。したがって、事実問題の争い方については、彼らはあまり慣れていません。上訴

の場合にも、もちろん事実問題の争いがあるわけですが、比較的法的争いが多い。そのため、彼らがすでに勉強していることをそのまま応用しやすい事情があります。

それから、上訴事件を扱うことは、一番や控訴審でやっていたことを後から見直す機会になります。そこでどういう主張がされ、どういう立証がされているのかを新たに見直すということ、それも勉強になるだろうと思います。

それからもう一つの事情として、私たちは現在は弁護士登録をしていません。だから、自分が弁護人あるいは代理人になれません。自分が弁護人になつていないと、捜査中の事件や、第一審の事件を扱う指導は難しい。それが上訴事件だと、割合に客観的な資料をもとにしているため、自分が必ずしも受任してなくても、弁護人のお手伝いというスタンスでかたがたすることができます。そういう訳で、上訴クリニツクをやっています。

実際の手順をご説明します。初めは、何か講義的なコマがあります。まずクリニツクに取り組む姿勢、つまりあくまで弁護人の補助というスタンスであることを確認します。もしかしら、われわれの仕事の良し悪しによって、依頼者の受ける判決が変わってくる可能性もある。だから、最善を尽くさなければいけないというところから始まります。あとは記録の取扱いの注意点とか、秘密保持、そういうことを説明します。資料の5枚目に人権クリニツクの実施要綱があります。大体そこに書いてある内容を確認します。

次に上訴手続についての概説的な授業を

します。学生たちは、控訴、上告とか、再審についてはあまり勉強していないのが普通です。そこで、これらの手続が、大体どういふふうに進むか、そもそも控訴趣意書はどういうものか、どういうことを書かなければいけないのか、数回の授業でそういうことを勉強します。再審事件を扱う場合には、再審についても説明する。このような授業も、予習教材を与えて、双方向的にします。これが導入の段階です。

それから、いよいよ事件に入ります。まず記録を全部ではなく、判決と論告、弁論つまり、原判決と原審での主張を送っていたら、大体どういふ上訴趣意が考えられるか、まず予備的に考えます。その上で弁護人と打ち合わせをして、どういう線で行くか方針を一応決めます。この弁護人との打ち合わせは、その後も随時必要になってきます。

大体方針が決まったら、あとは記録をもっと読み込んでいく。判例とか学説とか必要な文献も調べて、それをどのように援用するか考えます。その結果を一応書いてみる。例えば上訴趣意書の案を書いてみて、それを持ちよって検討する。数人が一つのチームになって、一つの事件を扱うということになっていきます。ですから、その中でもまた分担して書くこともあります。

週1回のゼミのときには、全員の学生の前でこのような検討結果を報告して討論します。もちろん私からも質問したり、方向を示唆したり、表現を直させたりします。そうして文案を修正する。こういうサイクルを何度か繰り返します。それで、学生たちと私とでできる限りのことをやったら、と、書面案をまとめ、私が点検してから

弁護人に送ります。弁護人がそれをどう使うか、あるいは全く使わないか、それは弁護人の責任で判断していただくことになります。

この間、その事件の法廷があって、しかも授業と抵触しないときには法廷に行っても傍聴することもあります。

この作業をした結果はどうなっているか。弁護人がこの書面をどれくらい使っているかは事件によります。上告趣意補充書案がほとんどそのままの形で裁判所に提出されている例もあります。一部分をピツクアップして書面の中に取り込んでいた例もあります。裁判結果は、去年までは全部負けていたのですけれど、今年はじめに成功例がありました。

配付資料の最後に新聞記事があります。これはたいへん興味深い、検察官控訴の事件です。簡単に申しますと、車を運転中に止められて職務質問を受けた。そこで車

の中を見せろ、見せないと押し問答を延々とされていて、「俺もう行くからな」って発進しようとしたら警察官にぶつかったので公務執行妨害だと、現行犯逮捕されて、その逮捕に伴う捜索したら大麻が発見されたという事件です。起訴罪名は公務執行妨害と大麻取締法違反です。一審は、完全無罪判決です。公務執行の適法性なし。暴行の立証もかなり怪しい。それから大麻は証拠排除という、無罪になって、検察官が控訴した事件です。担当された弁護人が、学生が入ってもよいと言ってくれたので、これに取り組むことができました。

この事件ではタインソングの都合から、学生たちは控訴審での最後の弁論の要旨案を起草する作業をすることになりました。そ

の過程で、弁護人の再現実験に学生が参加して、モデルになってビデオを撮りました。検察官が同意して、それが証拠採用された経過がありました。幸いにして控訴棄却になりました。

この判決は、判例として見ても、かなり重要な判断をしています。被告人は非常に権利意識が明確な人で、「令状を持ってこい、持ってこなければ見せない」と一貫して言っている。その押し問答が現場で3時間以上続いています。その半ばで、本署から捜査係を呼んで、これで令状請求ができるかどうか検討させています。その際、捜査係は、この状況では令状請求は無理と判断しました。そして、諦めて本署に帰っています。高裁判決は、その時点で既に被告人の車内検査拒否の意思は明確である、しかも、強制捜査もできないことがはっきりした、だから、そこでもう行かせるべきだった、と判断しました。それ以後現場に被告人をどどめたことは、職務行為として違法だと言いました。これは職務質問についての行為規範としてはかなり重要で、我々が想定していたよりも早い時点で、職務執行が違法になったと評価しています。

これは検察官控訴事件だから、勝ったとは言えないのかもしれないですけど、裁判の目的を達成したという意味では、勝訴事件です。学生たちも喜びました。

前期上訴クリニックの参加者は、今までの実績では、2005年が9人、2006年が3人、2007年が10人です。一橋は、一学年100人です。その中で、これくらい数の学生がこれを選択しています。ちなみに、2005年と2006年の参加者はすでに新司法試験を受けているわけで、12人

のうち11人は合格しています。だから、上訴クリニックを履修しても、新司法試験の妨げにはならないと言えるのではないかと思います。

学生がこの科目をどう評価しているか、スライド10に授業評価のいくつかの項目について、法科大学院のその学期の全部の授業についての平均値と私の上訴クリニックについての数値を比べています。我々の指標は5が一番良く、1が一番低い5段階評価です。これを見ると全体的に、授業の評価はそんなに悪くないようです。平均の満足度が4ですから。その中でも、例えば目標が適切か、つまり教員が設定している目標が適切なものだったかといった項目だと、上訴クリニックは平均よりも少し高く、適切だという評価が出ています。教員が学生の質問に丁寧に対応したかという項目では最高の5.0です。この科目を勉強したことによって、自分のこの分野の問題意識が高まったと思えますかという問いでも全科目平均に比べるとかなり高い数値で、問題意識が高まったという感想になっています。

それから、この科目を履修して満足したかという問いに対しては、かなり高い満足度です。つまり、学生から見ると、上訴クリニックは目標がはっきりしていて、勉強しがいのある科目になっていると言えるのではないかと思います。

それぞれの学生の自由記載意見はたくさんあるので、代表的なものだけ拾ってみました。スライド11の積極的な意見としては、例えば自分が作成した書面がほぼそのまま裁判所に提出されたのでやりがいがあるという意見がありました。このときはちょうどそういう事件だったのでね。

それから、生の事件に触れることで法律家の責任や刑事事件の仕組みを体感することができたとか、生の事件から具体的に法の適用を考える練習になったとか、そのほか、もちろん書面を書いたことが勉強になったという感想もあります。それから、刑事弁護人の重圧をひしひしと感じたとか、主張が採用されなくてもめげない強さが必要と感じたという感想もあります。上告の場合、いわゆる三行半の決定で簡単に棄却になるのがぶつうです。それでも、やはり学生はがっかりするわけですから、やはりそこでもまた気を取り直すという体験があります。

こうして見ると、依頼者と直接会うこともなく、もっぱら記録や、弁護士とのやりとりで仕事するので、関与の形態は間接的ではあるけれども、それでもやっぱり生の活きている事件を扱うことの学習効果、教育効果があると思います。

これに対して、消極的な意見、あるいは改善希望としては、負担が大きいのという意見もあります。あまり多くはないけれど。それから、学生が事件を選べたらもっと良いという意見、つまり選択の余地があまりないということが、不満といえませんが、それから、自分が担当していない事件では討論に実質的に参加することは難しかったとか、弁護人との共同作業がもっとあったほうが良い。もっと頻繁に相談したかったという意見もあります。それから、次週までの作業課題が不明確なことがあって何をすべきかが、もうひとつ掴みにくかったという意見もあります。これは私の責任です。

加した学生に対しては効果を上げていると考えます。しかし、いくつか難しい点、課題があります。一つは、どうしても外から事件を持ち込んでもらわないといけないわけなので、他力本願なところがあります。事件を待ち込んでもらうには、主として私の個人的なツツとか、刑事弁護フォーラムのメンバーングリストなどで呼びかけているわけですが、それでも、供給が安定してはいません。しかも、事件進行のタイムゾーンの問題があります。最近、控訴審、上告審も進行がかなり早くなっています。だから、裁判所もあまり待ってはくれない。そうすると、ちょうど4月から7月にかけて作業をするのに適切な事件で、しかも学生が考えるのに適した事件があるという保障がありません。先ほどの検察官控訴の事件などは、学生にとって刑事法の勉強がそのまま応用できるという意味で、非常に適切な事件でした。そういう事件がうまくあるかどうかはわからない。この不安定さは否めないところで、ですから、毎年3月頃になると、今年が良い事件があるかどうか、私は心配しているわけです。もう一つは、具体的な指導がどれくらい徹底できるかです。私は、学生たちが書いた書面を弁護士に渡す前には全部見直しします。しかし、自分自身が記録全体を丁寧に読もうとしても、なかなか難しいところがあります。主要なところは見るのですけれど、全部の証拠を詳しく見るところまではなかなかできない。他の科目の授業をしながらクリニックスをしていますので。だから担当の弁護士が事件を把握しているのと同じ程度までは、なかなかいいけないというも

どかさがあります。

これが私の担当している上訴クリニックスの紹介です。次は村岡さんから。

村岡 私は、3年次後期の発展ゼミという、同じ人権クリニックスの一つを担当しているのですが、内容は刑事再審事件を取り上げています。刑事再審を取り上げるにはいくつかが目的があります。司法研修所の前期修習がなくなった結果、いわゆる前期修習の前倒しを法科大学院に期待されています。その中に刑事の場合には事実認定というテーマがあるので、法律実務科目という枠の中で事実認定を教えることは難しいのです。それで、発展ゼミの中で、刑事事実認定とはどうやってやるのか、いわば事実認定の技法を教えることにしているわけです。

もいけませんので、取り扱う事件の中で登場してくる刑事訴訟法上の問題も併せて検討します。例えば、実務の中で必要な血液を採取する、毛髪を採取するなどという、当の本人から証拠史料を採取する方法があるのですが、一体どういう手続によって毛髪を入手するのか、血液を入手するのかといったようなことは、必ずしも教科書に書かれていたとは限らない。そういった実際に実務で行っている手続と手順をこういうふうにやるんだと具体的に条文と同時に教えるということです。

私は弁護士時代からチャートメントを自分自身で実践してきましたので、実際の再審事件を担当するときに、どのようにチャートメントを使うのかを教えてください。そのことによって、再審事件の場合、証拠構造という言い方をすることができます。可視化できるチャートに表現することを実践します。加えて再審事件の場合には、状況証拠による犯人性の認定という大きな課題があるので、この場合に状況証拠によってどういう事実認定が可能なのか、客観的にいえるんなら証拠から犯人像をどのように確立できるのかといったような実際のやり方を教えているわけです。ある意味で、高度で、かつニアツクですから、刑事訴訟法を知っていると同時に、将来刑事弁護士として活躍したいという学生が対象になります。

刑事再審の場合には、刑事弁護人の役割というのが非常に重要な意味を持つていますので、法曹倫理とも関わってきます。刑事弁護人としての役割と同時に、何を目的として弁護しているのか、もちろん無実の者であると確信したのであれば、その雪冤に向けて行動するわけですが、必ずしもそうではない場合、とりわけ死刑事件、私が扱っている再審事件はすべて死刑事件ですから、死刑の判決が出てしまっただけで確定している場合に刑事弁護人として、さてどうするか。有り体に言ってしまうと、刑事弁護人として死刑執行を阻止するための行動をとることになる。そういう射程の中で再審事件をとらえている刑事弁護の姿勢を理解させることになります。

使用する教材ですが、まず理論がわからないと、最初からチャートメントについてもついてきませんので、理論から入ります。現在使っている教科書は、ここに掲げたものです。最近、日本評論社から出た、『法廷における現実の構築—物語としての裁判—』これは、ストーリーといったものが裁判では非常に重要だということ

を指摘した古典的な名著です。これをみんなで読んで刑事弁護の場合にもストーリーといったものが非常に重要だということを学びます。

実際にチャートメントを実践するとき、私が教科書に使っているのは、今回覧しております植村立郎判事が書かれた『実践的刑事事実認定と状況証拠』という本です。これは要するに、民事で要件事実教育を徹底して司法研修所で教えられるわけですが、同じ要件事実的な考え方は刑事事件についてもあるのだということを言っているのです。もちろん刑事の場合、法律要件という概念はありませんから、民事とイコールではないのですけれども、刑事事件の場合にもその事件固有の要件事実の構造があるわけで、要件事実の構造に沿って検察官が立証できなければ無罪になるし、立証ができれば有罪になるという意味では、要件事実的思考といったものが刑事事実認定にもあるということを力説されているのです。私も同じ考え方に立っているものですから、まず、この植村立郎判事の「刑事における要件事実的思考とは何か」ということを総論的に教えます。

その次に、アンダーソンとトワイニングの *Analysis of Evidence* を使用します。ちょうど付箋を入れている箇所ですが、これが彼らの方法を適用したチャートメントですね。この本はイギリスのロースクールで使っている教科書です。チャートメントの元祖というと、ウイグモアですが、ウイグモアのルールというのは沢山あって、覚えるだけで疲れてしまうので、トワイニングらは8つの記号だけでチャートメント化しようとしています。私たちはこれを手本にしまして、

チャートメントを実践しています。

それから、自由の問題が日本では常に聞わってきます。再審事件の場合は必ずといっていいほど虚偽の自由が絡んできますので、人間はなぜ虚偽を自由をするのか—虚偽自由のメカニズムを理解してもらうために、グッドジョーンソンの『取調へ・自由・証言の心理学』といった教科書を使います。それと犯罪者のプロファイルングの手法に関する本を理論編として使います。

実務編としては、日弁連の全国再審弁護団会議で配付される、進行中の再審事件の配付資料が非常に有益なので、それを使います。以上が教材です。

実際にこれまで使用した事件記録は、2件しかありません。1件は、私自身が25年間刑事弁護士をやってきましたので、一橋大学に赴任する直前まで担当していて、研究者になった後も支援してきた晴山再審事件です。空知の連続強姦殺人事件ともいわれます。残念ながら再審請求人であった晴山氏が請求中に死亡してしまい、現在、死後再審の準備中です。この事件は冤罪であると私は確信しております。私自身が担当しております関係上、この全記録を一橋大学に持ち込んでいるわけです。それで、素材の一つとして取り上げました。

2件目は、昨年取り扱った三崎事件です。一家3人の惨殺事件で、現在再審中ですけれども、その弁護団の協力を得まして、第一審記録のすべてではありませんけれども、ほぼ重要な証拠の部分を書き写してよいという許可をいただきました。その一件記録の抜粋を持ってあります。この2つの事件記録を、人権クリニク用の専用ロッカーがありますので、そこに保管をし、学生は

その限定された場所で記録を見て、自分なりにメモを取るという作業を行います。早稲田ジュボジウムでもテーマになりました記録の取り扱いについて、法科大学院は今難しい立場に置かれていますので、一般的に再審を担当している弁護団に依頼すると、記録の謄写を認めてくれるというほど、状況を来観視してはいません。しかし、幸いにして私自身の手元にあるものと、三崎事件弁護団の許可を得て謄写した記録がありますので、今のところ手持ちの事件としては2件で十分です。

それとも一つ、ゼミでの判決批評があります。後期、10月から翌年の1月までの間にこのクリニクを開いておりますが、毎年必ずといっていいほど、ゼミナールの開講中に新聞社から、特定の事件の判決に対するコメントを求められます。新聞社から、こういう事件の判決が何月何日にあるんだけれども、事前に記録読んでコメントをくれないうかという依頼が寄せられます。

それをゼミの学生全員と一緒にチャートメントを使って事実認定を分析し、判決の批判をやるんですね。2005年には、名古屋の豊川男児殺人事件無罪判決のコメントをしました。今日の配付資料の中に新聞記事があると思いますけれども、これの中段から下のほうに、私のコメントと同時に「ロースクールのゼミ生5人全員が、判決は妥当だと評価した」というコメントが載っていますが、要するに、みんなを分解した結果のコメントが載っているわけです。

この事件は、2006年、高裁で無罪がひっくり返りまして、有罪になってしまいましたけれども、このような事例が毎年何件かあ

ります。これまで実際の事件につき、学生共々判決の事実認定を分析してコメントしたものがここに掲げたものです。

つい先日、2007年11月28日に、広島島の母子3人を殺したという、中村国治被告に対して死刑求刑事件に無罪判決が出ました。新聞社から前日に記録が送られてきました。コメントを求められましたので、判決要旨に基づいてコメントをいたしました。現在、無罪判決が実際にどういう構造になっているのかをみんながチャートメントを用いて分析しています。

チャートメントによる事実認定とは実際にどういうことをやるのかといえれば、配付資料をご覧ください。1ページ目はシラバスです。2ページ目はキーリストというのがあります。これは三崎事件のキーリストの一部なのですが、アトランダムに記録を読みながら重要と思われる間接事実をフレンテンズで書き出します。要するに、メモ用紙に書いてペタペタ貼る、アトランダムに思いつくまま番号を付けて書いてくわけです。そういったものを今度は論理的に整理をして、先ほどのトワイニングらの8つの記号によって整理をする。そうすると、最終的にチャートメントが出来上がります。次のページに指示しましたけれども、これは請求人が犯人であるという命題に関するチャートです。こういったものをつくる。そうすると、この事件の有罪、無罪の分岐点はどこなのか。あるいは、これから再審請求をする場合に、どこを攻撃すれば、何が揺らぐのか、そういったことが判定できるわけです。決してこれだけで何らかの秘密がわかるわけではないのですけれども、論理的な組み立てを理解することによって、

それその間接事実を証拠が支えているわけですけれども、その証拠が果たして十分な強度を持っているのか、持っていないのかといったようなことを、チャートを見ながら評価することができるとです。学生はこのような証拠評価の作業を行うのです。

ゼミに対する学生の評価ですが、ここに書いたように、新司法試験には全く役に立たないが、事実認定をするときに役立つことは好意的に評価しています。これは有罪だなとか、心証は黒だねとか白だねというふうに言っているものをどうやって可視化して、他人に説明できるのかの手法はマスターできるわけですね。図化して、ここに問題がある、ここが有罪、無罪の分岐点になるといったようなことを説明できるということに関しては、「驚嘆している」と大げさに書きましたけれど、要するに、刑事事実認定も意外と科学的じゃないかという感想を持っているのです。

それと、マニツクなこういった事実認定のゼミに参加する学生というのは、ある意味で腹がすわっていますので、新司法試験がどうのこうのというよりは、10年先には再審事件を担当したい、冤罪を晴らしたいという学生が多いですから、その意味では、実務的な手法は将来役に立つと考えているわけです。

それと、生の事件記録を読むことにも意味があります。再審事件で扱うものは非常に古い事件ですから、すべての記録が手書きなわけですね。しかもミニズの違ったような字ですから、これに悪戦苦闘しながら、読み込むこと自体が大変なのです。しかし、それは弁護士になった気分を味わうと同時に、絶対に弁護士になるのだという意欲を

喚起させるのに十分な効果があります。

ただ、残念なのはシラバスの記載との間には乖離があることです。シラバスの中では弁護団との連携ということをやっています。しかし、残念ながら弁護団会議に合わせてロースタールの学生が参加して意見交換をするといったようなことまでは実現できていません。再審事件はある意味では先ほどの後藤先生がやっている上訴審での関わり方よりも、もっと実務との提携という点では稀薄なんですね。一旦確定してしまった事件を対象にするわけですから、より書面分析的な作業ということになってしまいます。その意味で、学生の方から、実際の弁護団の人たちとの意見交換をしたい、どういう考え方で再審弁護に取り組むのか、そういったことを聴く機会をぜひ実現していただきたいという要求があります。私としては、少なくとも弁護団の中心人物を呼んで話を聞くこととかで代替できないかと考えています。

最後に課題ですが、受講者が極めて少数にとどまるということがあります。2005年は4人、2006年は2人、2007年は3名という参加人数にとどまります。過去新司法試験を受けた6人のうち、第1期生は4人全員が合格。第2期生2人は不合格という結果でした。しかも、この2名の方は、司法試験を断念するということになりました。経済的な理由から公務員になることを選択し、法律家を断念するという方向に行っていました。現在は3人が受講中です。

晴山事件とは強姦殺人事件です。1期生、2期生は男性学生ばかりだったので、今年初めて女性学生が2人入ってきます。

した。女性に強姦事件の非常に生々しい証拠写真を見せていいのかわか迷いました。本人たちに聞いたら、平気ですと言っていますね。だから、晴山事件を扱うことにしましたけれども、強姦事件ですから配慮も必要になります。実際に、私のゼミ室には、院長室を使っているんですが、家宅捜索をされると非常に困るものがいっぱいあります。婦人物の下着とか。要するに、犯人や被害者がどういいう場面でどういいう行動をとったのかを再現するわけですよ。女性を交えてなんですが、マネキンこそないですけれど、ほぼすべて犯行を再現するための現物がある。事実認定というのはこういうふうにしてやるんだということを生の実践を通じて教えているのです。

それで、面白いことをやっているのに、なぜこんなに参加者が少ないのかというと、やはり3年後期であるという時期が関係しています。もう先に新司法試験が迫っている。そういった意味では、面白いかもしれないけれど、非常に負担のあるゼミをどうしても回避する傾向があるということです。

それと、後藤先生も先ほど言いましたけれども、やっぱり適切な事件記録を選別する必要があります。死刑事件ですから、全部の記録を収集するとかかなりの量になります。その中から事実認定に必要なものをピックアップして、教材を作らなければならぬ事足りるというのではなくて、まず三崎事件についてもそうですけれども、私自身が全記録を閲覧して、どの記録が重要かというのをまず選別をしなければならぬ。そういう難しいがあります。

それと、先ほど学生からの要求にもありましたけれども、実際の弁護団との提携をどうやってするのか。ここが今後の課題だというふうに考えています。以上です。

*****質疑応答*****

所長・宮川 どうもありがとうございます。後藤先生には、刑事上訴クリニックということについて、そして村岡先生には、刑事再審クリニック教育について、大変特微的なクリニック教育についてご紹介いただきました。どうぞ、ご自由に質問、意見をお願いいたします。

参加者 例えば村岡先生の講義、2年にもつてくるとするのは、基礎的な学習の点で無理だということになりますか。

村岡 事実認定ですから、決して無理ではないと思います。むしろ、やっぱり犯人像をどういいうふうに絞り込むかというプロセスが面白いなものは、皆おもしろがるんですね。やがて、プロファイリングとはそんな魔法のようなものではない、もっと地味なものだということに気がつくわけですけれども。そういった意味では事実認定を2年でやるということは、可能だろうと思います。

後藤 それを発展ゼミとしてやるのは難しい。我々の全体の履修課程が発展ゼミを3年次に置いているので。

参加者 組み立てが。確かに3年後期でこれは取らないだろうなど。

村岡 履修登録をした学生に、「どうして大変な時期にわざわざこんなマニツクなゼミを取るんだ」と聞くと、やっぱり初年度の4人は自信があつたんですね。自信

があったらどうか、新司法試験に合格しなければならぬけれども、試験勉強とは違ったところでパフォーマンスをとりたいたいという発想があったんですね。だから、全く役に立たないことが、かえって自分のパフォーマンスをどるのにいいんだという回答でした。

参加者 それだったらおかしいうちがするんですね。新司法試験がそういうものに全く無関係だというのがむしろおかしい。試験を何か工夫できないのですかね。日本にエビデンスってないですよ。先ほど、民事の要件事実論と刑事は違うけれども、同じ発想がありうると言われましたね。外国は刑事と民事でエビデンスは一緒です。だから、絶対共通のものがあって、学問として成立するはずなのに、学問がないものだから違ったことになったり、試験に出ないということがあるのだと思う。だから、学者の先生方も頑張ってもらって、エビデンスの体系書がちゃんとできて、客観化され、可視化されるということになれば、試験問題としてもつくられる。そうすると、司法試験問題にも出せて関連する。要するに試験と全く関係ないというのはおかしいと思うんですよ。法科大学院の教育にあつていることなのに、それが試験とは無関係というのは、なんか私は矛盾を感じるわけです。基礎科目と臨床科目というのは、常に運動的でないとおかしいですよ。法科大学院の設計としては、やっぱりこういうものが司法試験にも反映できるような努力をすべきだし、実際に試験もそういうことができるのではないかと感じます。

参加者 事実認定までやらせるのはちょっと試験としては厳しいという感じでしょうね。ただ、修習が終わるときの2回

試験は、研修所が事実認定はさせるので、だからローエスクールでどこまでやれるか。司法試験のレベルでどこまで取れるか。限られた時間内の試験なので、要するに記録を読ませて事実を認定させていくということをやするのは非常に難しいので、今は割と簡単なペーパーから、それでもまだ事実を拾っていくというレベルにとどめざるを得ない。あれも試験時間が限られているということの反映で、記録をあれ以上にできないんですよ。読ませるのに無駄な記録をつくれないうですよ。受験生は出たら全部読まざるを得ない。普通だったら、見出しだけ見て斜め読みすればいいのに、試験ではそれが許されないと感じる。だから、トータル分量はあらかじめ決まってしまうので、試験の方法としては今の試験とはそんなに変わらないでしょうね。

参加者 基本的にはやっぱり試験が重圧になって、実務家になったときに最低限備えているべき能力の訓練が、法科大学院で行えないという状況のほうの問題ですね。それから非常に少数にとどまっているということを残念に思っておられるけれども、他方、おっしゃったように、余裕と覚悟のある人たちが履修していますね。余裕があるか、覚悟があるか、どちらかなわわけで、そうするとそういう人たちが一橋の場合には1学年100人中に数パーセントいることというのは、私はむしろ希望が持てることであつて、これを大事に育てていったらいいんじゃないかと思えます。将来だんだんそういう人たちが実務界で発言力を持つようになっていけば、状況が少し変わっていくのではないのでしょうか。幸いにしつ一橋は、優秀な学生を集める

ことができているから、この姿勢ですつと突っ張って行ってもいいと思います。

参加者 私も結論として賛成です。

参加者 さっきおっしゃっていたようなチャート方法については、日本語の論文が書かれていますか。

村岡 論文というほどでもないですけど、私は『季刊刑事弁護』の中でこのトピックの勧め」という紹介記事は書いたことがあります。論文というか、亡くなった渡部保夫先生とか、石塚章夫判事、そういう方々はチャートメソッドを用いた事実認定を勧めているんです。ただ、弁護の実際に現場でどういうふうに行っているかというと、我々の時代にはコンピュータがなかったものから、付箋をペタペタ模造紙いっぱい、壁に貼った模造紙に貼っていくわけですよ。そして、その付箋は配置位置が違う、ここだというような修正をしながら全体図をつくる。皆で合意して確定した配置を一枚の用紙に図化して、みんなの共有財産にするというようなことをやっていたわけですよ。多分いろいろな弁護団がノウハウを持っていて。時系列の年表をつくる、これは大体どこの弁護団でも共通しています。それから自白の変遷図だとか、人間関係図をつくるとか。そういうノウハウをそれぞれ弁護団が持っていると思えます。

しかし、あえて言うと、植村判事が言ったように、実は刑事事件の場合にも要件事実の発想があつて、どの間接事実が崩れれば全体が崩れるといったような論理構造まできっちり詰めて説明している理論というのはないんですね。また、刑事の要件事実

的考え方については、反判論もあります。そういう考え方をとると、要するに民事の要件事実教育と同じで、じゃあこれは立証命題とは直接関係ないから排除してしまうという方向に行ってしまうのではないかと批判です。しかし、私は事実認定をやる上では非常に有効な手法だと思つてこれを教えています。

参加者 さっき、エビデンスの教育方法がまだ日本では始まつていないという話がありましたが、これらからそういう文献をやっぱり出し出していくことが必要なのではないでしょうか。

参加者 植村さんのやつだつて、これがあるから読むけれど、それがなくて何となく一部の有能な弁護士、あるいは裁判官、検察官の頭の中に存在するだけだと、やっぱり参照されませんよね。そういう意味ではやっぱり何らかの形で短くてもよいから、文献にされるといいですね。

参加者 エビデンスについて私は思うんですけれど、日本の法律は、刑事法の証拠法というのはあるのだけれども、民事の証拠法というのは、はつきり言つて証拠法そのものが存在していないようなものなんですよね。何でもかんでも出すというのが実務なんです。ところが、アメリカの民事の証拠法自体が、陪審制度がある関係で非常に規律されているじゃないですか。だから、そういうふうにして教育の対象となる法そのものが日本では存在していない。

参加者 司法研修所で民事のところで事実認定のような話は出てきて、そこでどうしたら何か関連性であるとか、どういう形で事実認定をするのかみたいなきこと、ただそれを証拠法という感じでないんですよ

ね。

参加者 証拠法というかどうか。今の村岡さんのお話も、後藤さんのお話も、要するに刑事弁護という観点で一貫しているわけですよ。ところが大学によっては、この刑事関係の科目は、だれかすでに批判しているけれども、検察官の観点からのみやられているのがあるんだけれど、要するに窃盗事件のまとめ方とか、そういう内容なんです。それはなぜかと言えば元検察官がやっているからですね。担当者の問題もこれから少し考えなければいけないのではなにかというふうに思うんです。

参加者 今、日弁連で全国調査して、もうじき整理をします。

参加者 そういう意味では両極端なんです。つまり、一方は弁護人のサイドだけで見て、一方が検察官のサイドだけで見ている。やっぱり本来ならば刑事司法はどうあるべきかというのは、互換性をもって見るべきですよ。例えば今回の検察官控訴で無罪となったことは、これはこれでいいし、弁護人の役割としてはそれでいいですけれども、だれど本人は大馬鹿だったわけですから、このとき一体どうすべきだったのか。警察は検察官にどうしたらいいんですかと聞いたら、そのときの確なアババイン、それはもうしょうがないから諦めると言って終わるような、だれど大馬鹿持っているんだと、何らかの事情でね。どうするんですかという、多分それはまた機会を見てということなのか、何かわからないうのですけれども、いずれにしても、どうすべきだったのか。あるいは刑事司法としてどうあるべきかという視点もないと、た

だ、これ無罪になってよかったですねというだけじゃ、それでうまいことみんな無罪になりました。うまいことやりましたということだけでは、これはこれでまたなんかちょっと、多分一部からは疑問を持たれるんじゃないかと思うんですよ。

つまり、互換性をもって見ないと、一方においてこれが無罪なら、これはそれでいいし、だから捜査の行き過ぎがあった、だからこれは問題だと、それはいいんだけれど、じゃあこれですべてが解決したか、そうじゃないでしょう。無罪になればいいというものじゃない。

参加者 村岡さんも後藤さんも、要するにご自分の発想というのは、本来刑事司法に携わる者全員が共有していくものだと思います。うふうに考えているわけですよ。

村岡 そうですね。事実認定とかそういったものについてはニュートラルに。

参加者 ですよ。だから、それは共通の土俵をつくるということとは不可能ではないと思うんですけどね。ひたすら何かの目標のためにということではないわけで、要するに正義のためにということなんですよ。

参加者 研修所の一つの問題は、要するに弁護でクワーツとあって、検察は検察でクワーツとあって、授業で時々全く見解が対立して、それはそれで修習生としてはおもしろくて、そういうふうに通うのかと、よくわかりましたということなんだけれど、じゃあ刑事司法はどうあるべきなのか。私は検察になりますから検察のことだけ、その手法でいきますよ。一方、弁護士になる人は、私は弁護人ですから検察は知りません。私は弁護のことだけやります

と。だけど、刑事司法全体がどうあるべきか。私はどちらかという門外漢なので好きな立場で言っているのだけれども、それがまさにローケールのようなか場であるからこそ、そこをうまく何かできないかなど期待しているのですけれどね。

後藤 私の発想では、クワーツは優秀な当事者法曹を育てるためのものです。私は弁護人的な経験があるからそれをやる。検察官の経験がある人はそれをやらう。実務基礎科目では、1人の教員がすべての側面を教える必要はない。いろんなものがあればいいのだと思います。学生はそれぞれ自分の志向に従って選択したり、あるいは両方やってみてこっちがいい、自分には合っているというふうに、学生が選んでいけばいいと思う。

参加者 アメリカではプロフェッション共通だから、検察官だってバーのメンバーなのであって、特にこの議論をする必要はないわけだけれども、日本の場合は最初から分かれているところがあった。そうすると、徐々に統合した観点が生まれていくべきだとしても、教育のやり方としては、これは教員数とか、財務規模にもよるけれども、本当はいろんな立場の、今後藤さんがおっしゃったように、需要があればいいわけですよ。

後藤 私のクワーツに参加する学生にも検察官志望者がいて、実際、検事になりそうな修了者がいます。それはそれで勉強になるかと言っています。弁護人が事件をどう見るとかという観点は、検察官としても知らなければいけないわけですよ。弁護人の側も検察官はどういうふうに通うかというのを当然考える。だから、将来自分かどっちに

なるかと、あるいは裁判官になるかと思っ

ていても、まずある立場に徹して考えてみるとは、当然役に立つと思います。

参加者 その点、民事は両方やりますよね。原告、被告の境が全然ないから。

参加者 そういうこともありますが、でも使用者側だけだとか、労働者側だけだという、そういう領域もないわけではない。

参加者 ないわけではないけれども、講義をやるときは必ず反対の立場で議論できなければだめだという、正しいものがあるわけではないということをやりますよ。

後藤 なぜか、司法試験で刑事法だけは当事者の立場で立論しろという問題が出ません。民事と公法では出るのだけれど、刑事系だけはそれを出したことがない。そこには大きな問題が隠れている気がする。

参加者 日本の刑事法というのはそういう発想はないんじゃないんですか。

参加者 弁護士出身の司法試験委員が弱いからじゃないですかね。

参加者 村岡先生の、ちょっと聞き落としたのかもしれないですけど、さっきのことをやって、学生は具体的にどういう文章を起草するんですか。

村岡 文章は起草しません。シラバスでは再審請求書まで書くことを想定していただんですけど、無理なんです。今やっているのは、チャートメソッドを習得すること、それに基づいて自分の心証形成の過程を他人に説明できるかどうかというところに絞っています。

参加者 村岡先生の場合は、弁護団との交流というのは基本的にないんですか、現状では。

村岡 現状ではないです。シラバスと大きく乖離しているのはそこです。

参加者 後藤先生のやつも、あるけれども、不十分だとかそういう意見もあると思うんですけども、具体的に弁護士との打ち合わせはどんな感じで、どのくらいやっているのですか。

後藤 事件によって違います。弁護士に大学に来てもらって打ち合わせして、あとはメールのやりとりでやることもあるし、我々が事務所に出かけて行って打ち合わせをして、それからその後の公判の傍聴のついでに打ち合わせるときもある。

参加者 例えは多い場合に何回ぐらい同じ事件でうち合わせになりますか。

後藤 どれくらいかな。傍聴に行った場合も含めると、今まで一番多かったのは、4回ぐらいですね。

参加者 4回ぐらいが一番多い感じ、少ないときは1回だけ。やっぱりこういう方針でいいとか、そういう中身の話というのは弁護士団から出るのではなく、後藤先生なりの方針、もちろん議論して、後藤先生がコーディネーターとしてという形になって、弁護士団の方針とは一致しないわけですか。

後藤 いや、弁護士団というか、弁護士とは基本的に最初から合わせをするわけです。

参加者 教員のほうと。

後藤 弁護士と一緒に打ち合わせして、基本的な方針はそういう主張で行くかは最初に決めるわけです。

参加者 学生はそこには入るわけなんですか。

後藤 その前に一応学生たちにそれだけの資料を見て、君たちはどう思うかという問いかけはします。どういうことを主張したいのか。考えさせることはやっていきます。

参加者 方針決定の議論の中で学生は関与しない、事前に議論して。

後藤 そのときに例えば学生も事務所に行って、弁護士と議論します。つまり、具体的な作業に入る前に、方針決定のところはみんな話合います。

参加者 例えばこんな感じで行くという形になるのか、これとこれとこれを書くみたいなどころまでは議論をするのでしょうか。

後藤 上訴理由として何を主張するかという基本的な線を確認する。

参加者 わかりました。

参加者 今日は早稲田の刑事弁護クリニックの担当者が来ていないので残念なんですけれども、一橋の刑事クリニックは早稲田と全く違うものですよ。つまり、早稲田刑事クリニックは、基本的に上訴はやらなんでしょうね。

参加者 確か控訴が1件あります。

参加者 そうでしたっけ。上訴事件は結局記録を読んで、そして書いて、あと判決待って終わりでしょう。それよりは、被疑者弁護から始まって動的なところの、弁護士の実際に足で動くところをやるんだというふうに、早稲田の刑事クリニック担当者は考えているようですね。一方、一橋の上訴クリニックがこういう形をやっているというのは、早稲田とは非常に違うことをやっていますね。もちろん実態としては似ているところありますけれども、かなり違

うなという印象があって非常におもしろかったです。

後藤 早稲田とか大宮法科は非常に特色があるクリニックをされているわけで、それはそれですばらしいと思います。けれども、それができる条件はすべての大学にあるわけではない。特に国立大学の場合、難しいわけですね。どこでもできるわけではない。それでも教員がその気になれば、こういうことができるという例として、見てください。

村岡 私も25年実務やってきましたから、実際に学生の側からすれば、記録中心の事実認定よりは、生の依頼者の顔を見て、その人のいわば人生の一端に関わる、そのほうがずっと、本当の意味での教育になるだろうと思うんですね。ただ、現在の一橋の教育環境の中で法律事務所を構えて、私自身が弁護士資格をまた取り直して、二足のわらじを履いてやるということはおよそ不可能です。

参加者 国立大学であっても、しかし、弁護士登録できますよね。そうすると、現実的な制約というのはどういうところにあるのでしょうかね。第一審レベルの刑事クリニックというのを国立大学で実施するために、現実的な制約というのはどういうところにあるのでしょうか。

後藤 時間がないし、会費分を稼がないでしょう。

村岡 やっぱり実務を実際にやっている、靴足としては教育ではあるけれども、やっぱり実務なんですね。それでないといけない。二足のわらじは絶対無理。ですから、実務として定着した上で、それが教育の側面を持っているというふうに言えるか、

教育者の立場で、少しでも実務的なものを取り入れるか、どっちかしかない。

参加者 ある国立大学が今刑事のクリニックを考えていますね。公設事務所をつくって、そして研究家教員が弁護士登録をして、それで一緒にやるというのを考えている。基本的には、やりたいかどうか、要するにやるかどうかということだと思えます。だけど、やる気がないからといって、それ非難するべき筋合いでもありませんし、だから、そういうような状況の中でどうするかというだけのことなんじゃないかと思えます。

参加者 またちょっと質問レベルに戻りますけれど、村岡先生の先ほどの、記録を生成して学生にというときに、学生に読ませる記録はどの程度のものでしょうか。

村岡 ここにある書棚1段を占拠するぐらいの量です。

参加者 結構絞り込んでいます。

村岡 絞り込んでいます。総数でいくとフアイル20冊程度です。どんな事件でも大体その程度です。

参加者 でも、1学期使ったと思ったら、2段ぐらいの記録読むのは別にかまわないのでは。

村岡 もちろん読ませて、時間内にやらせるところまで考えれば、そうですけれども、それだと多分参加者はゼロになっちゃう可能性がある。また、記録といっても、すらすら読めるようなものじゃないですから。本当に昔の昭和40年代の記録だと、ある意味で運算で、みんな非常に苦労して読んでいます。

参加者 先生の部屋に来て、そこで読む。

村岡 そうです。

参加者 持ち出しは一切禁止。

村岡 はい。必要なものはこちら側がコピーをして、渡しますけど。

参加者 渡したコピーは持ち帰っていい種類のものになるんですか。

村岡 ゼミのすべてが終了した後に回収してシュレツダーにかけますが、例えば公判でのいわゆる実況見分の図面であるとか客観的な資料のコピーは渡します。

参加者 それは学生は自宅で見ることでも可能。

村岡 可能です。

参加者 先ほどの村岡先生のお話だったら事実認定というものが中心になるということなので、必ずしも3年次後期になくてもいいですね。カリキュラム全体の構造の中で移す可能性とか、あるいは移す現実的な計画とか、そういうのはないですか。

村岡 発展ゼミという位置づけを維持する限りは3年次しかない。

後藤 選択科目にすれば。

村岡 だけど、事実認定は、要するに司法研修所の要件事実教育の前倒しですね。事実認定を2年次にやるということは理論上は可能かもしれませんが、現実には2年生が一番忙しい学年ですから、そこにこれを持ち込むことはかなり難しい。

参加者 その忙しさということは、先ほどの単位と、それから学生が使う時間との関係ですけれども、早稲田も学生ができるだけのめり込まないようにならというような形でタイムシートをつくらせたり、そして基本的には2単位ですと100時間というものを目安に学生に作業をさせるといふことをしているのですが、一橋では学生がのめ

り込まないようなセーアの工夫みたいなものは何かありますか。

村岡 記録には限定した場所でしか基本的にアクセスできませんから、それはもう絶対的な制約となります。

参加者 逆に、依頼者を目の前しているわけじゃないから。そんなのにめり込まないんじゃないんですか。やっぱり依頼者に会ったり、話したりするとのめり込みから。

村岡 しかし、状況証拠による事実認定が中心ですから、状況証拠の場合、いろんなストーリーが考え得るわけですよ。最初に渡すのは初動捜査の記録です。この事件はこういうことで確定しましたという判決からスタートするのではなく、まず最初に初期捜査の段階でこれだけの証拠が入手できました。ここからどうしようぶうに犯人像を絞り込めるかというところからスタートしますので、いわば刑事の立場で犯人像を考えるところからやるわけです。そうすると、これはやっぱり持ちもするんですけど、これはやっぱり時間を忘れて記録を讀んでいきます。

参加者 だろうね。

参加者 読みに来る時間帯というのは別に本人の自由ですか。

村岡 自由です。学内で自由な時間について来てもいいけれども、その場所だけは特定されている。

参加者 そこはいつも学生が来れば入れるのですか。

村岡 院長室の一部ですから。

参加者 隣に院長が。

後藤 院長室だけでも、別に院長がいるわけじゃない。

村岡 私がいる場合もありますけれども、いなければいい自由に入入りできます。鍵だけを借りて、ロッカーを開けて、ちゃんと閲覧用のスペースがあるので、そこで記録を讀む。

参加者 その限りでは学生を信頼して。

村岡 そうです。

参加者 秘書の人とかいないんですか。

村岡 いないです。

参加者 鍵はだけが管理しているんですか。

村岡 事務室のほうで管理して、記録を取った上で。

参加者 写真を使うときに生々しい写真ということで、前、法科大学院ができる前に、法医学の講義で医学部の教授が、あまりにも生々しいカラー写真使った講義するものだから、だんだん女子学生が離れていって、受講生が少なくなつたという、そういう経験をその先生から聞いたりのところがある。その辺の限界というのはありますか。

村岡 あると思います。あるけれど、覚悟を決めている学生が来ますので、写真を見て失神するとか、物が食べられなくなるというような人はまずうちには来ない。ただ、一応本人には履歴登録をする前に聞きます。ここで扱う事件はいずれも殺人事件ですから。どちらにしても、カラー写真かコピーかの違いはあっても、生の写真がある。そういったものをあなたは本当に見られるのかということと、対象事件が性犯罪ですから、女性の立場からすると事実認定の実践とはいえ心理的に微妙な問題もある。そういったものを素材にすることに

いて抵抗はないのかということの確認をします。

参加者 いわゆる開示記録の閲覧の問題というのは、今議論されていますよね。それはこの授業の運営にはとりあえず関係ないだろうという考え方でいっちゃうのでいいですか。

村岡 いや、私がシブボジウムで報告したように、クリニックの学生は弁護人の手足であるという理屈です。再審事件ですから、もう既に確定をしている事件と、やっぱり生の今動いている性犯罪の事件とは違う、異質なものだと思います。私の理解としては、守秘義務のところは重要だけれど、性犯罪の記録であっても、当人たちにトラウマみたいなものが残らないのであれば、守秘義務が守られる限りはかまわないと考えています。

参加者 まさに射外外であるというふうな理解が進められているわけですよ。

参加者 後藤先生、先ほど、負担の問題を言われていましたけれど、先生は刑事訴訟の講義と演習も持たれて、さらにプラクティスとして人権クリニックを持っていますよね。法律基本科目とそういうものとの、負担の面で何か悩みとかはありますか。

後藤 負担は大きいですがね。前期は、刑事法演習Ⅰを2クラス、刑事証拠という選択科目、それとこのクリニック。法科大学院の3科目を並行して教える。それはかなり大変です。

参加者 それと、実務基礎科目というのがありますね。実務家が来て教える。そういうのと、先生方の発展ゼミの積み分けというか、それはどうですか。

後藤 発展ゼミというのは、それぞれの

教員によってテーマが違うので、全体としては科目の分類ができないです。今我々がやっているようなクリニックスは実務基礎科目に相当します。ただ、いずれにしても、完全な選択科目ですから、必修の実務基礎科目とは別のものです。

参加者 多分今のご質問のご趣旨は、実務基礎科目では、今お二人がやっているような程度にまで現実と接近したような授業内容は行われているのかということですね。

参加者 できませんね。その射程外、上訴とか再審、事実認定というのは、入ってこないでしょうね。

村岡 できません。今年度から刑事実務概論が2単位14コマ授業になったので、上訴の部分は除外です。そうすると、14コマの枠の中で事実認定の基礎とか、上訴手続といったものが今教えられていないんですよ。事実認定に触れるとしても実務概論科目の中の一コマの中にとどまります。必然的にそこを補おうとしたら、ゼミに特化して行うしかない。

参加者 刑事系もそうすると、実務科目のイベントロダクション、必修の部分から何を、どういう内容にされていますか。

村岡 それは手続です。法廷でのパフォーマンスを含む手続を理解して、書面を作成して、法廷で行動するということを教える。そこでは検察官と合同ですから、先ほど言った、それぞれの立場からの解決をしなから手続を進めていくというやり方です。

参加者 刑事裁判実務みたいな感じですか。
村岡 裁判官ではなく、検察官と弁護人

という当事者の視点からみた手続です。

参加者 なるほど。当事者レベルの。
村岡 ええ。

参加者 上訴クリニックスの場合ですけれども、もちろん報酬はもらわないわけですね。弁護人のほうは被告人から報酬もらっている。要するに私選事件なわけですか。

参加者 国選の場合もある。

参加者 私選もしくは国選ということになるわけですね。検察官控訴で無罪が維持できたことには、かなりの程度クリニックスの活動が寄与していると考えられますよね。ひよっとしたら、もしこの寄与がなかったら、受任されている先生が忙しくてここまでのパフォーマンスができなかったもしれない。そのどこをすばらしい補助的な仕事かされたおかげで、成果が上がっているというようなことがあったときに、結局その利益を被告もしくは弁護人は享受しているという結果になっていますよね。

後藤 大体こういう事件の被告人はあまりお金もないので、私選でも例えば1人しか雇えません。そこに我々のエネルギーを投下することによって、それを2人雇ったのに近い形に持っていく効果があるなら、それは幸いだと思う。

参加者 例えば、それが社会的な意味を持った事件であれば、それはそれで私はすばらしい、いいことだと思えますね。つまり、そうではなければ正義は実現できないところを、つまりこれは教育目的とは別に公益的機能を担っているわけですね。リーガル・クリニックスの事件の選択によっては、そういうこともあり得ると思います。

単なる私的な事件だったら、何かそこら辺のところはどうなのかという感じがしなくはないのですが、刑事事件は一般的にすべて公益的なもの含まれているので、その辺はいいのかもしれないですね。

実際にクリニックスで、事実上それだけ学生が働いて、普通であれば弁護士が有料でサービスを提供するとところのものを代わりに提供している面があるわけですね。そして現実にはそれが利益を受けているという面が機能的にはあるわけなので、それをどういうふうにも説明するのかがということがありますよね。

参加者 本筋の話じゃないですけれど、こういう事件が起きると、新聞記者が事前に記録を持ってきてコメントさせるんですか。

村岡 大体この種の事件の場合、数年かかって審理しているわけですね。送ってくるのは起訴状、弁論要旨、論告です。それと争点はどこぞという新聞記者の要約が送られてきます。それに基づいて翌日判決が出るので、「先生には無罪が出たときのコメントをお願いします。」と言われるわけです。有罪のときにはコメントしなくて結構です。実際に無罪か有罪かというのはわからないのですが、その資料を讀みながら、みんなで、証拠構造図とか、チャートを書くわけですね。ここが認められれば多分有罪だろう。ここが認められなければ無罪だろうということとは、ある程度予測がつくわけです。事実関係の構造は限られた資料からでも構成できる。翌日、判決が出たときに、それと必ずしも一致しているとは限らないですけれども。最近の広島地裁の死刑求刑事案では私は無罪は出ないだ

ろうと思っていたら、何と翌日無罪判決が出ちゃって、大いに慌てました。

参加者 ただ、その場合は急に学生を集めることになるわけですか。

村岡 そうです。ゼミは毎週ありますから。こういう資料が送られて来たので予め資料を讀めということで獲します。

参加者 先ほどの話だと前日に記録が送られてくるということでしたね。

村岡 今回のはゼミ中に新聞社から電話があつて、「これから送ります。」とフアックスで一応の資料が届きました。そして翌朝10時の配達便で必要な資料一式が届きました。そのうえでコメントをして、翌日28日に判決が出るという段取りでした。

参加者 先ほどからしきりに国立大学の限界とかおっしゃっていたけれども、アメリカにもたくさん例があるわけで、死刑再審クリニックスとか、上訴クリニックスとかあるわけですね。もちろん最も普及しているのはトライアル・レベルのクリニックスです。そういう種類のクリニックスが普及した上で、次に何をやるかというふうに考えると、おそらくお二人がやっているような形態になると思えますよね。

私の知り合いでもロサンゼルスで上訴専門の刑事弁護士出身者います。彼の学生なんかは多分村岡さんがやっているような、あるいは後藤さんがやっているような活動をやっていて、と思うんですよね。

参加者 もう一つお聞きしたかったのは、刑事の話はわかったんですけど、普通クリニックスというところ、どこかのローエターでも民事をやっている刑事をやらないというのがパターンです。刑事だけをやっていて民事はやらさないというのは、非常に珍

しいパターンだと思っんですけれど、何か明確なお考えがあってそういうことをされているのか、それとも要するに民事をやりたいと言っている人がだれもいないから、やらないというだけのことなのか。そこのおあたりちよっと教えていただきたいのですが。

後藤 そうです。

参加者 でも、理法科大学院長と前法科大学院長がやっておられるんだから、率先して旗を振っているということで、その旗についてくるといような人はいないんですかね。

後藤 民事でも法律相談みたいなことをやりたいという人がいないではない。しかし、まだ現実的な形にはなっていません。

参加者 科目として設定して、それにあった人と呼んでくることは、一橋ならできそうな気がするけれど。

参加者 人が呼べないです。

参加者 呼べない。

後藤 非常勤を頼めるお金はないので、今ある人的資源をどう活かすという発想しかないです。

参加者 また、話が戻るんですけれど、村岡先生の授業だと、結局学生は記録を読んで、自分なりの心証形成の説明ができるようにするということで、それは毎回討論か何かをするということですか。

村岡 学生がチャートノットを習得して討論ができるようになるのはずっと後なんです。今はまだゼミが始まって中間ぐらいです。今は無理です。最初は要するに理論の勉強から始まりまして、最初の2回は講義です。それから再審事件記録は随時読んでもらいます。それに応じて、最初の初

期捜査の段階で得た資料から1回目はプロフィールングを行い、その次に検察側の立証の証拠全部を図化するという作業を行う。今度はその判決があるので判決の事実認定の構造と我々の分析した事実の構造を照合する。

参加者 それは学生に図のようなものを作らせるんですね。

村岡 そういうことです。

参加者 だから書面ではないけれども、そういうものは毎回何かつくらせるんですね。

村岡 ゼミ室である院長室にはホワイトボードがあるわけですが、私を入れて4人です。立証命題をホワイトボードに書きながら、先ほどのキーリストのペタペタを貼りながらチャートを作っていく。

参加者 授業時間でそういう議論をする。

村岡 はい。

参加者 全部を書きながら構造化している。

村岡 図に出てくるのは番号だけで、間接事実の内容はキーリストを見ないと、何かわかりませんから。ただ、そんな膨大な情報があるわけではないので、大体構造としてはボード内に収まります。

所長・宮川 長時間にわたりましたので、このあたりで質疑応答を終わりたいと思います。後藤先生と村岡先生には、お忙しいところを、今日はどうもありがとうございました。一橋大学の刑事上訴クリニックスと再審クリニックスという大変に特徴的な臨床教育の試みを詳細に紹介していただき、大変に参考になりました。

臨床法学教育というような新しい試みは、出来ることから出来るだけのことをするというスタンスでなければ、何事も始まらないと考えております。一橋大学の試みも、基本的な姿勢は、限られた人的資源、あるいは物的資源の中で、志のある方がその専門性を生かしながら創意工夫して、臨床法学教育に取り組みということであると、よく理解できました。

早稲田大学の臨床法学教育も基本的にそういうスタンスでこれまでやってまいりました。臨床法学教育は、現在アメリカで隆盛を迎えていますけれども、アメリカでの始まりもまさにそうだったわけです。今後、日本の臨床法学教育に取り組んでいる者の創意工夫と、相互の協力関係の構築が、一層重要になってくると考えております。本日はどうもありがとうございました。

一橋大学法科大学院の
臨床法学教育
後藤昭(一橋大学)
2007年12月5日
早稲田大学臨床法学教育研究所
スタッフセミナー

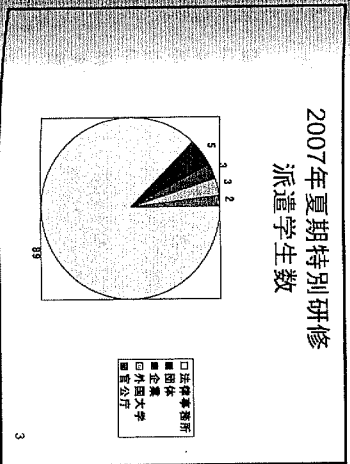
1

臨床系科目の概要

1) 夏期特別研修=エクスターニッツ
2年次夏 1単位

2) 人権クリニック
3年次前期・後期 発展ゼミの一種
2単位
憲法クリニックと刑事上訴クリニック

2



2007年夏期特別研修派遣先

- ・法律事務所 89人(57事務所)
- ・企業 3人(旭化成、KDDI、東芝)
- ・官公庁 2人(法務省・総務省)
- ・その他団体 5人(自由人権協会、国民生活センター)
- ・中国人民大学 3人(1人は3年生)

派遣総数102名
履修しなかった2年生 3名

4

刑事上訴クリニック I の概要

- 1) 実施時期
3年次前期
- 2) 作業内容
刑事上訴事件を調査し、上訴趣意書などを起草する。
- 3) 事件の選択
弁護人からの紹介による。
2005年 被告人上告2件
2006年 被告人控訴2件(1件は再審請求に移行)
2007年 被告人控訴1件、検察官控訴1件

5

なぜ上訴事件を扱うか？

- 1) 他科目と同時並行履修でも扱いやすい。
- 2) 法律问题が多い。
- 3) 指導教員が弁護人にならなくても、可能。

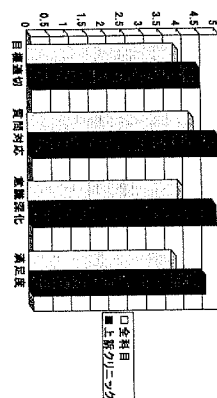
6

刑事上訴クリニック I 参加者数

2005年	9名
2006年	3名
2007年	10名

9

学生による授業評価結果 2005年-2007年



10

刑事上訴クリニックの手順

- 1) 導入
調査の姿勢、記録の扱い、秘密保持など。
- 2) 概説授業
控訴・上告(再審)手続の概要
- 3) 記録予備検討と弁護人との打ち合わせ
- 4) 記録検討と調査
- 5) 起案→討論→修正
- 6) 弁護人に草案送付
- 7) 法廷傍聴

7

作業結果

- 1) 弁護人による書面の採用
- 2) 裁判結果
東京高判平19・9・18

7

学生の自由記載意見：積極面

- ・自分の作成した書面がほぼそのまま裁判所に提出されるので、やりがいがある。
- ・生の事件に触れることで、法律家の責任や刑事事件の仕組みを体感することができた。
- ・生の事件から具体的に法解釈を考える練習になった。
- ・刑事弁護人の重圧をひしひしと感じた。
- ・主張が採用されなくても、めげない強さが必要と感じた。

11

学生の意見：消極面

- ・負担が大きい。
- ・学生が事件を選べると良い。
- ・自分の担当していない事件での参加が難しい。
- ・弁護人との共同作業を増やしたい。
- ・次週までの課題の指示が不明確なことがあった。

12

課題・問題点

- 1) 好適な事件の確保
- 2) 具体的指導の深さ

13

一橋大学法科大学院 刑事再審クリニック

発展ゼミⅡ(人権クリニック)
担当 村岡啓一

目的

- 刑事事件の事実認定の構造を理解すること
- 事実認定の手法であるChart Methodの実践
- 犯罪者profilingの実践
- 状況証拠による事実認定
- 関連する刑事訴訟法上の問題の検討
- 刑事弁護人の役割の理解

使用する教材

- 理論編
 - 法廷における「現実」の構築(ランス・ペンネット他)
 - 実証的刑事事実認定と情況証拠(植村立郎)
 - Analysis of Evidence (Anderson & Twining)
 - 取調べ・自白・証言の心理学(グッドジョーンズ)
 - 犯罪者プロファイルング(シヤネット・シヤンソウ他)
- 実務編
 - 日弁連再審弁護団会議資料

使用した事件記録

- 晴山事件(空知の連続強姦殺人事件・死刑再審事件・請求人死亡により死後再審準備中)
 - 全記録の写しを保管
- 三崎事件(一家三人惨殺事件・死刑再審事件・再審請求中)
 - 第一審記録の重要な証拠の捺印写しを保管
- 保管記録の閲覧場所の限定と守秘義務

最新判例の分析

- ・ゼミナール開講中に新聞社からコメントを求められた刑事判決につき事実認定を分析
 - 2005年 名古屋の豊川男児殺害事件無罪判決
 - 秋田の金浦保険金殺人事件控訴審無期懲役減刑判決(一審死刑)
 - 佐賀の北方事件無罪判決
 - 2007年 広島の母娘3人殺人事件無罪判決(現在、chartによる分析中)

学生の評価

- ・新司法試験には役に立たないが、事実認定が可視化、客観化できることに驚嘆
- ・将来の実務において、心証形成の過程を説得的に説明できる気がする。
- ・生の記録を読むことにより、弁護士になりたいという気持ちが増すようになった。
- ・実際の弁護士との意見交換ができなかったのが残念(シラバスとの乖離)

課題

- ・受講者数が極めて少数にとどまる。
 - 2005年4名(全員合格)、2006年2名(不合格)
 - 2007年3名受講中...余検派か?
 - 3年後後期科目であるため負担を回避する傾向
- ・開講期間内で事実認定の方法論を習得させるには、事件記録を精選する必要がある。
- ・実際に再審事件を担っている弁護士との提携(たとえば、弁護士会への参加など)

配布資料

- ・ 2006年度シラバス
- ・ 三崎事件Key List(サンゾル)
- ・ 三崎事件Chart(サンゾル)
- ・ 新聞記事(2006年1月25日朝日新聞名古屋)

臨床法学ゼミナール 第3号 (臨床法研究資料集)

「一橋大学における臨床法学教育」

2008年3月10日 発行

〒169-8050 新宿区西早稲田1-6-1

早稲田大学臨床法学教育研究所

<Rinshohoken-jimu@list.waseda.jp>